

(議 案) 第 2 号議案

定款変更改定 (案)

(公益社団法人指宿市観光協会定款より抜粋)

現行	変更改定案
第4章 役員 (役員の設置) 第11条 この法人に、次の役員を置く。 (1) <u>理事 22名以上27名以内</u> (2) 監事 3名以内 2 <u>理事のうち1名を会長、3名以内を副会長、1名を専務理事とする。</u> 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法 第91条第1項第2号の業務執行理事とする。	第4章 役員 (役員の設置) 第11条 この法人に、次の役員を置く。 (1) <u>理事 22名以上30名以内</u> (2) 監事 3名以内 2 <u>理事のうち1名を会長、4名以内を副会長、1名を専務理事とする。</u> 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって法人法 第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

第5章 総会

(権限)

第20条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項